

綾瀬市家族介護慰労金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により要介護認定されたねたきり等の高齢者（第2号被保険者であって特定疾病に該当する者を含む。以下「要介護高齢者」という。）を現に在宅で介護している家族の経済的負担の軽減及び要介護高齢者の在宅生活の安定、向上を図るため、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 慰労金の支給対象者は、申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に1年以上居住していること。
- (2) 市民税非課税世帯に属していること。
- (3) 同一世帯の要介護状態区分4以上に継続して1年以上該当する要介護高齢者（要介護認定等の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に要介護度区分の変更により、要介護状態区分4以上とされた者を含む。以下同じ。）を在宅において1年以上（要介護高齢者の入院又は入所の期間が、通算して90日以内であれば、その期間を含む。）介護していること。
- (4) 前号までの規定にかかわらず綾瀬市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する場合は対象者とならないものとする。

(慰労金の額)

第3条 慰労金の額は、年額30,000円とする。ただし、申請日の前1年間、法に規定するサービスを利用していない場合は、年額100,000円とする。

(慰労金の申請及び決定の通知)

第4条 慰労金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家族介護慰労金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、申請は、要介護高齢者1人につき年度内に1回とする。

2 市長は、前項の申請があったときは、支給の可否を決定し、申請者に対し家族介護慰労金支給(不支給)決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(慰労金の請求)

第5条 前条第2項の規定による支給の決定を受けた者は、所定の請求書を交付決定日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、適正な請求を受けた日から30日以内に支給するものとする。

(慰労金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段により慰労金を受給した者があるときは、市長は、慰労金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

家族介護慰労金支給申請書

年 月 日

綾瀬市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

家族介護慰労金の支給について、次のとおり申請します。

慰労金の支給決定事務に当たり、申請者、配偶者及び同居者の状況を住民基本台帳により、市民税の課税状況を課税台帳により、要介護高齢者の要介護状態区分及び介護保険サービスの利用状況を介護保険受給者管理台帳により確認することについて同意する。

要 介 護 高 齢 者	氏 名	
	住 所	
	生 年 月 日	
	要介護状態区分	<input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5
	入 院 の 状 況	申請日の前1年間に通算して90日を超える入院・入所を <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
	介護保険サービスの利用状況	申請日の前1年間に介護保険によるサービスを <input type="checkbox"/> 利用している <input type="checkbox"/> 利用していない

第2号様式（第4条関係）

家族介護慰労金支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付で申請のあった家族介護慰労金については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 支給する	<input type="checkbox"/> 支給しない
慰労金の額	<input type="checkbox"/> 100,000円 <input type="checkbox"/> 30,000円	支給しない理由